

高知県文化環境アドバイザー実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、高知県文化環境アドバイザー設置要綱第8条の規定に基づき、高知県文化環境アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(アドバイスの対象)

第2条 アドバイスの対象となるものは、県等が建設する公園、学校、公営住宅、橋梁、道路等不特定多数の県民の利用に供する公共施設及び県が作成する刊行物とする。

(派遣依頼)

第3条 アドバイスを希望する県事業担当課長(以下「事業課長」という。)は、原則として高知県文化環境アドバイザー依頼書(様式第1号)により、希望するアドバイザーにアドバイスを依頼する。
2 アドバイスを依頼した事業課長は、アドバイザーに送付したアドバイザー依頼書の写しを文化環境企画課長に送付する。

(契約行為の制限)

第4条 アドバイスを受けた事業に関して、当該アドバイザーとの事業施工に係る指名・入札等契約行為は行わない。

(実績報告)

第5条 アドバイスを受けた事業課長は、業務終了後速やかに、高知県文化環境アドバイザー事業実績報告書(様式第2号)を文化環境企画課長に提出する。ただし、アドバイスを受けた事業が、文化環境評価システムにおける自己評価表を提出する事業である場合は、この限りでない。
2 提出を受けた文化環境企画課長は、アドバイスの内容等を公表する。

(謝金等の支給)

第6条 アドバイザーのアドバイスに要する謝金の支給及び費用の弁償は、予算の範囲内において県が行う。

附 則

この要領は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月11日から施行する。